

喫煙専用室標識等の一覧（例）

以下の標識は、国の標識例を参考にして北海道が作成したものであり、必要な事項が記載されていれば独自に作成しても差し支えありません。

※PDF版及びPowerPointデータ版（加工用）は、道のホームページからダウンロードできます。

※左上の「道庁マーク」は、必須（必要な事項）ではありません。

◆第二種施設等（事務所、ホテル、旅館、飲食店、旅客運送事業船舶・鉄道等車両 等）



◆指定たばこ（加熱式たばこ）のみの喫煙の場合



◆喫煙目的施設（公衆喫煙所、喫煙を主目的とするバー・スナック等、喫煙可能なたばこ販売店）



◆既存特定飲食提供施設



※「喫煙可能室」、「喫煙可能室あり」の標識

店舗内に喫煙可能室を設置する場合

※「喫煙可能店」の標識

店舗内全体を喫煙可能（喫煙可能室）とする場合

◆その他

